

山梨県飼い主のいない猫不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の飼い主のいない猫による環境問題について対策を推進するとともに、飼い主不明の猫として県に搬入される数を減らすため、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助金の対象経費及び交付額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象者	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を助成する県内の市町村（地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づく、保健所設置市を除く）
補助対象経費	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要した経費 ※『飼い主のいない猫』とは、補助対象市町村内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫、又は自治会等の地域住民により管理されている猫をいう。
補助金の額	市町村が行う1頭当たりの助成額の1/2 ただし、1頭につき5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、様式第2号により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、前条の規定による交付決定及び額の確定に基づく精算払いとする。

(補助金の返還)

第6条 知事は、申請者が、偽りその他不正の手段により補助を受けたとき又は補助に過納若しくは誤納があったときは、当該補助金の決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収支の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。